公示送達

札幌市公告

札幌圏都市計画事業新琴似駅前土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒み、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定に基づき、書類の送付に代えて通知の内容を下記のとおり公告する。

平成22年１月８日

札幌圏都市計画事業
新琴似駅前土地区画整理事業
施行者　札幌市
代表者　札幌市長　上田　文雄

記

１　書類の送付を受けるべき者
氏名　久保　正裕
住所　札幌市北区新琴似９条１丁目１番23号
権利の種別
⑴　所有権
従前の土地
札幌市北区新琴似９条１丁目854番17
地目　宅地　公簿地積　228.27㎡
権利価額　10,885,983円
換地処分後の土地
街区番号　３
札幌市北区新琴似９条１丁目１番８
地目　宅地　地積　228.27㎡
権利価額　11,263,776円
清算金　徴収　377,793円
⑵　所有権（共有持分100分の14）
従前の土地
札幌市北区新琴似９条１丁目854番２
地目　畑　公簿地積　1,113㎡
権利価額　82,861,282円
換地処分後の土地
街区番号　３
札幌市北区新琴似９条１丁目１番９
地目　畑　地積　1,062.73㎡
権利価額　79,679,232円
清算金　交付　3,182,050円（共有持分割合に応じた清算金　交付　445,487円）

２　書類の送付を受けるべき者
氏名　久保フサヱ
住所　札幌市北区新琴似９条１丁目１番26号
権利の種別
⑴　所有権
従前の土地
札幌市北区新琴似９条１丁目854番23
地目　畑　公簿地積　564㎡
所有権以外の権利の種別及び部分　１番抵当権　全部
権利価額　29,320,593円
換地処分後の土地
街区番号　２
札幌市北区新琴似９条１丁目２番８
地目　宅地　地積　523.24㎡
所有権以外の権利の種別及び部分　１番抵当権　全部
権利価額　29,033,568円
清算金　交付　287,025円
供託すべき金額　287,025円
⑵　所有権（共有持分100分の44）
従前の土地
札幌市北区新琴似９条１丁目854番２
地目　畑　公簿地積　1,113㎡
権利価額　82,861,282円
換地処分後の土地
街区番号　３
札幌市北区新琴似９条１丁目１番９
地目　畑　地積　1,062.73㎡
権利価額　79,679,232円
清算金　交付　3,182,050円（共有持分割合に応じた清算金　交付　1,400,102円）

３　書類の送付を受けるべき者
氏名　杉山　喜一
住所　札幌市北区新琴似８条１丁目３番５－106号
権利の種別　所有権敷地権（敷地権割合100,000分の614）及び所有権（共有持分100,000分の611）
従前の土地
札幌市北区新琴似８条１丁目625番
地目　宅地　公簿地積　2,590.47㎡
権利価額　191,169,950円
換地処分後の土地
街区番号　７
札幌市北区新琴似８条１丁目３番２
地目　宅地　地積　2,561.70㎡
権利価額　191,082,336円
清算金　交付　87,614円（敷地権及び共有持分の割合に応じた金額　交付　1,072円）

４　書類の送付を受けるべき者
氏名　今里　益男
住所　札幌市北区新琴似９条１丁目４番３－102号
権利の種別　所有権敷地権（敷地権割合50,000分の652）
従前の土地
札幌市北区新琴似９条１丁目808番３
地目　宅地　公簿地積　3,211.86㎡
所有権以外の権利の種別及び部分　３番抵当権　全部
権利価額　200,823,054円
換地処分後の土地
街区番号　１
札幌市北区新琴似９条１丁目４番１
地目　宅地　地積　3,173.26㎡
所有権以外の権利の種別及び部分　３番抵当権　全部
権利価額　202,276,320円
清算金　徴収　1,453,266円（敷地権の割合に応じた金額　徴収　18,950円）

注１）番号１及び番号２は、書類の受領を拒んだ者であり、番号３及び番号４は、送付すべき場所を確知することができない者である。なお、送付すべき場所を確知することができない者に係る住所については、判明している最後の住所を記載した。

注２）換地図は省略し、その換地図は札幌市北区新琴似８条１丁目588番３及び588番15の土地に設置する掲示板に掲示する。

教示　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

公示送達

１に記載する者に対する土地区画整理事業における清算金等金額通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を２のとおり公告する。

平成22年１月８日

宇都宮都市計画事業
宇都宮城東土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　東京都台東区入谷二丁目16番８号
氏名　株式会社八木（旧協和機興株式会社）

２　通知の内容

宇都宮都市計画事業宇都宮城東土地区画整理事業施行地区内のあなたの所有地の清算金について、土地区画整理法第111条の規定による相殺後の徴収金額又は交付金額を下記のとおり通知します。

記

交付清算金　59,220円
交付の日　　平成22年２月26日
交付の方法　口座振替により交付します。
教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第５条の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、栃木県知事に対し、審査請求をすることができます(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)。

また、処分の取消しを求める訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、宇都宮市を被告（宇都宮市長が被告の代表者となります。)として提起することができます（なお、６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求に対する裁決を経た場合には、その裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、提起することができます（なお、６か月以内であっても、裁決の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。